

# **高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における 「劇場等の客席」の規定整備の考え方**

---



東京都都市整備局

# はじめに

---

- 都は、平成18年に「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）」を制定し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」に定められている**対象建築物の拡大**とバリアフリー化に関する**整備基準の強化**を行ってきました。劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場及び公会堂（以下「劇場等」という。）においては、用途に応じて一定規模以上の建築物を対象に、バリアフリー整備を促進してきました。
- 東京2020大会時には、開催を契機に世界水準のバリアフリー基準として策定された「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」にのつり、各競技会場の整備が進展するなど、都民のバリアフリーに対する理解も深まりました。
- 令和4年3月に、「バリアフリー法施行規則」が改正され、劇場等の客席が、建築物特定施設に追加されました。このことにより、都は、地域の実情等を踏まえながら、「**劇場等の客席**」の**基準**を建築物バリアフリー条例に**規定することが可能**となりました。国においても、令和6年6月に、**劇場等の客席に係るバリアフリー基準が創設**されるなど、高齢者や障害者のみならず、全ての利用者にとって、劇場等がより安全・安心・快適なものとなることが求められています。
- このため、都は、東京2020大会のレガシーとして、全ての利用者がより使いやすい「**劇場等の客席**」の整備促進に向け、基準の検討を行い、「**高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例**における『**劇場等の客席**』の**規定整備の考え方**」として取りまとめました。

# 建築物バリアフリー条例における「劇場等の客席」の規定整備の考え方

対象：延床面積1,000m<sup>2</sup>以上の劇場等\*

\* 集会場（一の集会室の床面積が200m<sup>2</sup>を超えるもの）及び公会堂は、全ての規模が対象

項目	基準案 （赤字：国の基準（0.5%）を強化 青字：都独自の基準）
① 数	階ごとに座席総数の <b>0.75%以上</b> かつ2席以上
② 配置	2以上を <b>隣接</b> して設置 <b>隣接して同伴者席を同じ割合</b> 設置
③ 水平分散（横）*1	<b>2以上</b> の位置（舞台等を見て左右方向）に <b>分散</b>
④ 水平分散（縦）*2	<b>2以上</b> の位置（舞台等を見て前後方向）に <b>分散</b>

\* 1 : 座席総数401席以上の階を対象

\* 2 : 座席総数1,001席以上の階を対象



① 数	② 配置
<p>※ 上記赤色のグラフは最低値を示す</p>	<p>各階で<b>0.75%</b>かつ2席以上整備</p>
<p>(例) 映画館の場合</p> <p>スクリーン1 (100席) スクリーン2 (300席) スクリーン3 (700席)</p> <p>ロビー</p>	<p>隣接</p> <p>同伴者席</p> <p>通路 (移動等円滑化経路)</p> <p>各階に車椅子使用者用部分を整備</p> <p>↑ 2階席 ↓ 1階席</p> <p>: 隣接して<b>同伴者席</b>を設置</p>

# 建築物バリアフリー条例における「劇場等の客席」の規定整備の考え方

対象：延床面積1,000m<sup>2</sup>以上の劇場等\*

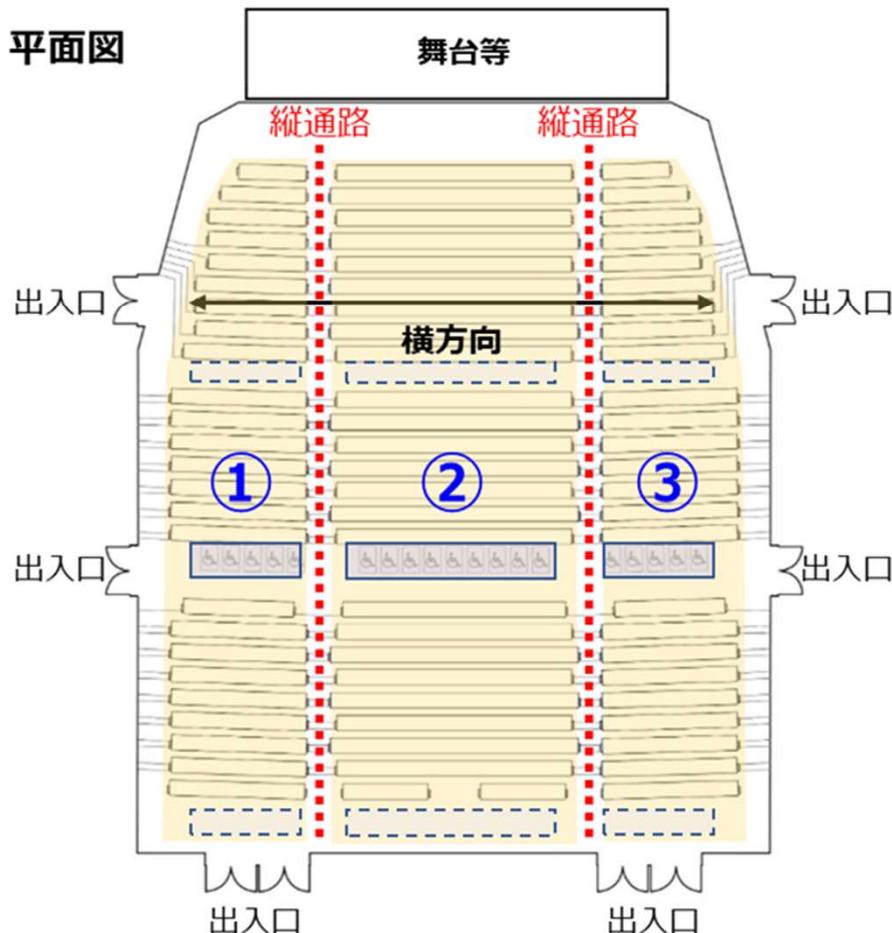
\* 集会場（一の集会室の床面積が200m<sup>2</sup>を超えるもの）及び公会堂は、全ての規模が対象

## ③ 水平分散（横）

客席を「縦通路」で分割し、舞台等を見る方向が異なる位置に分散

①～③の2以上に設置  
(対象：座席総数401席以上の階)

平面図



## ④ 水平分散（縦）

舞台等との距離が異なる位置に分散

①～③の2以上に設置  
(対象：座席総数1,001席以上の階)

平面図

